三菱重工業名古屋航空機製作所紛議ノ件

一、所　在　名古屋市南區大江町

一、紛議發生及解決月日　昭和十二年五月四日
昭和十二年五月十一日

一、參加人員　男五、四九三名
（從業員數男八、〇三七名、女四四七名）

紛議經過

物價騰貴に伴ふ賃銀値上の風潮と内部の前務問題、賞與金制度（請負制度）へ十一二分の一式）等に關する不平不滿と結びつき紛議發生するに至る。

會社側に於いては物價騰貴に伴ふ賃金増額を各四月三十日左の如く發表して勞働者の要求を防止せんとしたのであるが之より先き新聞紙に一割値上と誤報せられ賃率は一割に増すこととなし、その前途は新く職者となるに至つた。

一、五月一日附を以て左の通臨時昇給を行ふ

定傭　男工　拾錢
定傭　女工
　　　女夫　五錢
見習職工　五錢

二、定傭職工を來る八月より日本團体生命保險に加入せしむ、保險金額一人當參〇〇圓、保險料は全額會社負擔とす。

三、六月の定期昇給は從來通之を行ふ

昭和十二年四月三十日

かくして遂に五月四日午后二時機体部第一工作課及第二工作課の勞働者約三千八百名は調印を取纏め次の如き要求書を提出するに至つた。

一、從業員日給貳圓以上の者には二割、二圓以下の者には三割の増額を即時斷行すること